平成２６年（フ）第３１３７号
大阪府豊中市豊南町西２丁目15番８号
破産者　林　　文明
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７２２号
大阪府豊中市利倉２丁目７番33号、前住所大阪府豊中市利倉２丁目11番11号
破産者　橋本美和子
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４１号
大阪府貝塚市橋本106番地４－２棟102号、開始決定時の住所大阪府貝塚市二色２丁目４番２－206号
破産者　川崎　裕美（旧姓枠島）
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第８２号
大阪府岸和田市尾生町5209番地の１上松上住宅１－12、前住所大阪市西成区千本北２丁目10番27号
破産者　山本　貞之
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１３７号
大阪府泉大津市助松町３丁目１番１－107号、前住所堺市堺区大浜中町２丁３番10号
破産者　阪口　俊也
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２０６号
奈良県橿原市石川町335番地の10、前住所奈良県橿原市東坊城町240番地の２
破産者　中村　茂樹
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
奈良県香芝市瓦口2112番地　クレセントビラ香芝703号、前住所奈良県葛城市兵家1467番地４
破産者　濱田　　博
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第４２７号
北海道江別市野幌町70番地の１　ロイヤルパレス23－305号
破産者　加藤　有一
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１２号
埼玉県朝霞市幸町１丁目13番19号
破産者　岩嵜千壽子
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４１号
埼玉県本庄市前原２丁目６番24号
破産者　田中　麗美
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第９２号
新潟県五泉市寺沢１丁目１番22号
破産者　中村　良三
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１６号
新潟市江南区城山１丁目２番41号
破産者　古泉八重子
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３２２号
福井市舟橋新２丁目130番地　スパークル203、旧住所千葉市中央区新田町22番19号ライオンズマンション千葉駅南802号
破産者　渡部　寛生
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５２号
福井市門前２丁目501番地　カーサエスポワール501　103号
破産者　藤澤　幸代
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７０号
福井県鯖江市定次町165番地２　コーポソシアル．101
破産者　前田　浄孝
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４７号
岐阜県加茂郡七宗町川並570番地１　エスポワールイワセ106号、前住所岐阜県下呂市火打1531番地５
破産者　細江　康夫
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第９号
岐阜県美濃加茂市太田町542番地２、前住所愛知県江南市高屋町神戸20番地５　シャモニー高屋102号
破産者　川合なぎさ
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第３８８号
名古屋市北区天道町５丁目１番地　県営辻町住宅３街区１棟201号、従前の住所愛知県あま市東溝口５丁目61番地
破産者　濱田　紀高（旧姓亀子）
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部